

春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢の運転者による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、所有する自動車に急発進抑制装置を取り付ける者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 急発進抑制装置 次に掲げる装置又はこれらを組み合わせた装置であって、急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日国自技第107号）又は後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和2年国土交通省告示第479号）に基づく認定を受けたものをいう。

ア 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置 発進時等（ごく低速での走行時を含む。以下この号において同じ。）に、ペダル踏み間違い（運転者がブレーキペダルを踏むつもりで誤ってアクセルペダルを踏みこむことをいう。以下同じ。）をし、周辺障害物との衝突可能性がある場合に、衝突防止又は被害軽減のために急発進及び急加速を抑制する装置をいう。

イ ペダル踏み間違い急発進抑制装置 発進時等に、ペダル踏み間違いをした場合に、急発進及び急加速を抑制する装置をいう。

ウ ペダル踏み間違い防止装置 ペダル踏み間違いを防止する装置をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 急発進抑制装置を設置することが可能であるもの

- イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- (3) 装置取扱事業者 急発進抑制装置の製造者等が指定する取付け事業者で、かつ愛知県内の店舗で急発進抑制装置の販売及び設置を行うものをいう。
 - (4) 登録事業者 装置取扱事業者のうち第12条の規定により登録されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、急発進抑制装置を設置しようとする年度の末日において満65歳以上となる者であること。
 - (2) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証を保有する者であること。
 - (3) 自動車税又は軽自動車税を滞納していない者であること。
 - (4) 転売を目的として急発進抑制装置を設置する者でないこと。
 - (5) 次条に規定する補助対象自動車を個人の用途に供する者であること。
 - (6) 急発進抑制装置を設置した日から1年以上当該急発進抑制装置を使用する者であること。
 - (7) 春日井市暴力団排除条例(平成23年春日井市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (8) 急発進抑制装置の機能とその適切な使用方法について、装置取扱事業者から説明を受けた者であること。
 - (9) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
 - (10) 急発進抑制装置設置後に発生した事故、車両の故障等について、市及び県が一切の責任を負わないことについて了承した者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号(第6号を除く。)の要件を満たす者は、次に掲げる事由により同項第6号の要件を満たさないことになった後も、引き続き補助対象者とみなす。

- (1) 天災等による破損等自己の責めに帰することができない事由により急発進抑制装置を処分すること。
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったこと又は運転免許証を返納したことにより急発進抑制装置を使用しないこととなったこと。
- (3) その他市長がやむを得ないと認める事由
(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する自動車（第6条において「補助対象自動車」という。）への急発進抑制装置を設置する事業とする。

- (1) 自動車検査証（電子車検証の場合にあっては、自動車検査証記録事項）上の使用者の住所が、補助対象者の運転免許証上の住所と同一である自動車
- (2) 装置取扱事業者により急発進抑制装置を設置しようとする自動車
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、急発進抑制装置の購入及び設置に要する費用とする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置 32,000円
- (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置 16,000円
- (3) ペダル踏み間違い防止装置 32,000円

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象自動車1台につき1回までとする。
(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、申請者は、補助事業に着手する前に、春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し（電子車検証の場合にあっては、自動車検査証記録事項）
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 急発進抑制装置購入及び設置に要する費用の見積書の写し（申請者と急発進抑制装置の設置に係る契約を締結した者（以下「施工業者」という。）の発行したものに限る。）
- (4) 急発進抑制装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第3条の市長が別に定める期日は、急発進抑制装置を設置しようとする年度の1月末日とする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

（実績報告）

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添付して、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者が発行する急発進抑制装置販売・設置証明書（第2号様式）
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、規則第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後、申請者の文書による請求に基づいて交付するものとする。

（補助金の交付申請等の委任）

第11条 申請者は、登録事業者である施工業者に補助金の受領を委任するときは、第7条から前条までに規定する手続（第7条から第9条に規定する手続にあつ

ては、書類の提出に限る。以下「補助金交付申請等」という。) について、当該施工業者にその手続を委任することができる。

- 2 前項の規定により補助金交付申請等を施工業者に委任したときは、第7条による交付申請時に委任状（第3号様式）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた施工業者（以下「受任施工業者」という。）は、委任された手続について、誠意をもって実施するものとし、当該手続を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号）の趣旨に従って取り扱わなければならない。
- 4 受任施工業者が第7条に規定する申請書等の提出を行うときは、同条第1項第5号の規定は適用しない。
- 5 受任施工業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（第4号様式）により、市長に補助金の交付を請求することができる。
- 6 市長は、代理受領に係る補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を受任施工業者に交付するものとする。

（事業者登録の届出）

第12条 登録事業者の登録を受けようとする事業者は、次の各号に定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 急発進抑制装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録届出書(第5号様式)
- (2) 急発進抑制装置の機能が確認できる書類の写し
- (3) 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書
- (4) 個人の場合にあつては、住民票の写し及び印鑑登録証明書

（事業者登録の変更の届出）

第13条 登録事業者は、届出事項に変更があつたときは、速やかに急発進抑制装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録事項変更届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、急

発進抑制装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録廃止・休止・再開届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録事業者の報告）

第14条 市長は、代理受領について必要と認めるときは、登録事業者に対し、報告を求めることができる。

（登録事業者の取消）

第15条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付申請等について不正があったとき。
- (2) 急発進抑制装置設置費補助金の請求について不正があったとき。
- (3) 正当な理由なく前条の報告をしなかったとき。
- (4) 不正な手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、急発進抑制装置設置費補助金代理受領取扱事業者登録取消通知書（第8号様式）により当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

（検査等）

第16条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地において検査することができる。

（返還）

第17条 市長は、急発進抑制装置設置費補助金の交付を受けた申請者又は登録事業者が、偽りその他不正な手段により支払を受けたとき又は前条に規定する検査に正当な理由なく応じないときは、当該急発進抑制装置設置費補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行し、改正後の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 11 月 8 日から施行し、改正後の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 10 月 30 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市急発進抑制装置設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。